

令和7年度第2回文化財調査委員会議 会議録

- 1 会議名 令和7年度第2回文化財調査委員会議
- 2 開催日時 令和8年2月10日（火）午後1時30分から午後3時30分まで
- 3 開催場所 一関保健センター会議室3・4
- 4 出席者
 - (1) 委員 八巻徹委員（委員長）、佐々木繁喜委員（副委員長）、工藤武委員、菊池薫委員、大島晃一委員、政次浩委員、山川純一委員、佐野修弘委員、及川雅晴委員、千葉浩委員、佐藤育郎委員、小山真正委員、海野哲彦委員、金野壮委員
※欠席者 西幸子委員、菅原良太委員
 - (2) 事務局 時枝直樹教育長、氏家克典副参事兼文化財課長、西山亜希恵文化財課長補佐兼文化財係長、菅原孝明文化財課学芸主任主査、畠山篤雄文化財課文化財調査研究員、千葉信胤文化財課文化財調査研究員
- 5 議 題
 - (1) 令和7年度文化財保護事業の実施状況について
 - (2) 一関市文化財の調査及び保存・活用に関する基本計画について
 - (3) 令和8年度文化財保護行政の方針及び事業計画等について
- 6 公開、非公開の別 公開
- 7 傍聴者 なし
- 8 教育長挨拶

お忙しいところ出席いただきまして、ありがとうございます。はじめに、文化財調査委員の佐藤育郎様におかれましては、一関地方に古くから伝わるもち食文化の普及推進に向けた活動に尽力され、市の歴史、文化の発展と知名度の向上に多大な貢献をされたということで、昨年11月3日に市勢功労者として表彰されましたことを皆様にご紹介します。大変おめでとうございます。そして、文化財課の文化財調査研究員の東資子さんにおかれては、昨年の12月31日付で一身上の都合でご退職されました。その後任といたしまして文化財調査委員を務めていただいております千葉信胤さんに令和8年1月1日から文化財調査研究員を務めていただいております。後ほど正式に委員の紹介がありますが、どうぞ皆様よろしく願います。

本日は、令和7年度の第2回目の会議となります。1回目は、昨年7月31日に開かせていただきました。調査委員の皆様には、日頃からの本市の文化財保護行政へのご提言や、文化財の調査などにご協力をいただいておりますことを御礼申し上げます。今年に

入って文化財保護にかかる行事といたしましては、1月24日、25日の2日間にかけて、市内各地域で文化財防火訓練を行ったところであり、私は、今年度、全体会場が花泉でありましたので、県指定の有形文化財の金沢の宝持院の方で対応させていただきました。また、本日千葉せつ子次長は欠席しておりますが、次長が一関会場ということで、市指定有形文化財の旧沼田家武家住宅の方で対応させていただいたところであり、当日は雪が降り、気温が低い中でありましたが、地域の皆さんや関係団体の皆様と連携をとって文化財を守るという機運を高められたと思ったところであり、

さて、本日の会議につきましては、令和7年度事業の事業実績についてのご報告と、先日皆様に送付した一関市文化財の調査及び保存活用に関する基本計画についてご意見をいただくものであります。現在、一関市では令和8年から令和17年までの向こう10年間の、市の総合計画が定められまして、それに基づいて、教育委員会の方でも教育振興基本計画を策定中であり、この計画には、文化財調査委員の代表といたしまして、八巻委員長に策定委員会にも参加していただいているところでありますが、それに伴って文化財の計画を策定するというところでありますので、本日、その審議につきましても、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、令和8年度の文化財保護行政の方針と事業計画についても、皆様からたくさんご意見をいただきたいと思ひしております。限られた時間となりますが、本日、皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきまして、一関市の文化財保護事業を進めてまいりたいと思ひますので、本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

9 審議内容

(1) 令和7年度文化財保護事業の実施状況について

資料に基づき事務局から説明を行った。質疑意見なし。

(2) 一関市文化財の調査及び保存・活用に関する基本計画について

資料に基づき事務局から説明を行った。以下質疑応答等。

委員 資料3-2の説明をお願いします。

事務局 資料の3-2については、基本計画7ページの方をご覧いただくと、事業の実施計画8番ということで書いている。それがこの資料の3-2ということになる。こちらの方は、おおむね文言整理したもので、大きな変更はなかったので、説明を割愛させていただいた。

委員 この議論の進め方という点で、少し申し上げたい。情報量が多いので、まず1つは、その案として具体的に出されている基本計画、これに関して皆さんにどういうご意見があるかということ、もう1つは、これには直接的にはあまり触れられていないが、委員の皆さんが大事だと思われる点、いわゆる漏れてい

るとは言わないが、もう少し議論を深めたらどうかというもの。その2つに分けて、それぞれお話しした方が、整理しやすいのではないかと。まず、具体的に出されている案を具体例に絞って、委員の皆さんからご意見を伺い、もっと深めたらいいものの2つに分けてはどうか。

委員長 それではご意見があった通りに、最初に資料3-1の基本計画の案の方から見ていきたい。事前配布以後に修正された部分もあるので、その辺を中心に見ていただければいいと思う。

委員 一関市の指定等文化財一覧表が4ページのところにある。大東町の古文書同好会で、鳥畑家の御用定留の三の下巻を発行した。この御用定留というのは、大船渡と高田の方の吉田家と千厩の白石家と大原の鳥畑家の3つしかないが、吉田家の御用定留は県の指定になっている。この鳥畑家の御用定留も、県の指定、あるいは市指定にはできないのか。鳥畑家の御用定留は吉田家の御用定留よりも古いところから書いてある一番古い御用定留で、歴史的な価値は十分にあると思う。市の指定、あるいは県の指定にもなり得るものではないかと私は思っているが、どうか。

事務局 私が把握していることだけ少し話をさせてもらおうと、鳥畑家の古文書は現在一関市博物館に寄託になっていて、調査中と聞いている。指定については、先ほど委員も話していたように、価値はあると考えているが、指定となるとどこまでを指定するか、点数はどれくらいか把握が必要になる。調査途中ということもあり、まだ指定できていないと私は把握をしている。調査が終われば指定できると考えている。

委員 私の友人も、この御用定留を県の指定にしたいと話している。

事務局 鳥畑家文書の御用定留という形での県指定を目指すという、そういう理解でよいか。まだそこは考えてなかったところなので、検討してみる。

委員 吉田家文書が県指定になったのは、随分昔の話だが、大肝入文書としてかなり早期に森嘉兵衛先生などが現地に入って、掌握して、大肝入文書としてはかなり早い時期に認知されたもの。そのためかなり細密な目録が作られていて全貌が明らかになっていた。大肝入文書というのは、ご承知のとおり地方資料の中では最も重要なものであると、その他のものをまとめて大肝入文書として群として把握して指定するというのが古文書の指定の方針としてはオーソドックスなスタイル。要するに、一部をピックアップし、それを突出してやるのではなく、鳥畑家文書なら鳥畑家文書全体として捉えて全体を指定していく。そういう方向性が今の古文書の指定の方針としてはオーソドックスである。今

回の鳥畑家文書も多分市の方では全体を速やかに把握し、しかるべき時期に一括して指定に持っていかうということだと思う。例えば、定留だけを指定したとしても、県の文化財審議会では古文書の専門家などもいるが、多分群としてまとめて掌握して、保存に持っていくという意見が主だと思う。市の方でも急いでいると思うので、その時期をもう少し待たれてみてはいかがか。その方が、絶対将来的には良いと思う。定留だけをやるというのではなく。ただ、定留もものすごい量だから、これを掌握するのも時間がかかると思うので、定留だけをまとめるのと全体をまとめるのはそんなに時間差はないと思う。多分、委員がやられている資料も後押しすると思うので、その結果をどんどん積み重ねれば、より価値が上がると思う。

委員 事務局に伺いたいですが、皆さんから寄せられた意見をもとに修正されたということだが、大元の基本的な考え方として改正文化財保護法で、この後軸足を置くべきとなっていること、例えば、デジタルアーカイブ、市民参加、社会参加などいろいろあると思うが、それらについて事務局ではどのように考えてこの基本計画案を作っているのか。もう1つ、地域計画との兼ね合いがあるので、改正文化財保護法とのリンクが不確かだと、これは一体いつの時代の案文なのかと言われかねないのではないか。

事務局 改正文化財保護法については、4ページ(3)のところ、「文化財行政を巡る社会情勢」というところで課題の一つとして捉えているところである。これに対応する施策の基本的な方向として7ページの(5)、ぼんやりとした書き方になっているが、市民や地域団体と一緒に、文化財などの保存活用を地域全体で取り組む仕組みづくりを検討していくという形で位置付けている。また、そういったことを捉えて、実施計画の5-5の方で、文化財保存活用地域計画策定の検討であるとか、あとは10-16で、大学や関連団体、ボランティアと協力した資料調査、整理など事業にも位置付けしたところである。

委員 アーカイブはどうか。

事務局 アーカイブについては、民俗芸能を中心にさせてもらっているが、そういった取組については、継続してやっていく、というような形で位置づけをしている。「デジタルアーカイブ」というような具体の文言は入れていないが、今後ともそういった取組を進めていきたいと考えている。

委員 検討するという時期はもう過ぎているように思う。その程度の踏み込みであれば、だいぶ後ろ向きというか、10年かけて検討するのか。多分世の中もうそういう次元ではない。

事務局 10年の中で検討していくのでは遅いというような話もあるとは思いますが、保存活用地域計画を作るには、3年から5年の年数がかかり、基礎調査などお金もかかる。また、人員体制の課題もある。そういったものを1つ1つクリアしながら、市の財政状況なども考えながら、検討していかなくてはならない。さらに、保存活用地域計画については、策定したことによって、補助金なり交付金がもらえるような仕組みがあまり確立されていない。そういった制度の動向なども注視しながら、検討を進めていきたいと考えている。この調査保存活用に関する基本計画は10年間ということにしているが、この次の計画は文化財保存活用地域計画の方にシフトしていく形にしていきたいというのが事務局の思いである。

委員 確か、私の記憶が間違っていなければ、この改正文化財保護法は平成31年に施行されたもので、もはやもう7年、8年経つものなので、もう検討の時期はとっくに過ぎているように思う。もう少し前向きな取組というか、それが文言に表現できないかを検討する必要があるのではないか。もちろん、できない理由はいっぱいあると思う。やれない理由を腑分けして、どういうところから手をつけてとか、あるいは何かと何かを併せながら進めていくとか、進め方に対する考えを少しブラッシュアップしながら、時代に取り残されるわけにもいかないと思うので、ぜひご検討ください。

委員 関連して、文化財保護法が改正されたのが、2019年。その改正の本旨は、もう何回も言われているが、保存活用と、それからさらに活用の方に非常に重きを置いて、ある意味今までの保存主体から活用の方へ舵を切ったところがある。それに基づいて、文化財の活用地域計画を設けて、さらに文化財保護審議会への移行ということもあった。つまり、どうやって活用をどんどん促進していくかということであるので、先ほど委員長に申し上げたが、漏れているとは言わないが、より議論を深めたらいいのではないかということ。要するに、文化財保護の思想を市民とどのように共有するかだと思う。教育委員会などが主体性を持って、今までやってきているが、いざ活用とかに先ほどのデジタルアーカイブの問題などもあるが、もう活用の主体が市民の方に移るのだという考え方だと思う。そうすると、今までのやり方だと、市民との共有が進まないの、いろいろ齟齬が生じてきていると考えている。ここで漏れている考えというのは、市民との文化財保護思想の共有をどのように築き上げていくかのところが少し遅れていると思う。そういう観点をどのように盛り込んで、市民と共有していくか、そこの視点をもう少し明確に打ち出さないと、これからの10年、20

年の計画で出されたものが少し古いと言われる。

事務局 文化財情報の市民の方との共有は、文化財、愛護思想のみならず、活用も含めてということと捉えて良いか。

委員 そのとおり、もうそういう時代だということ。文化財保護の啓蒙というような捉え方をよくしてきたと思うが、啓蒙の時代ではなくて、共有して、協働していくということ。

事務局 活用の部分を含むということで、市民や地域団体と一緒に文化財の保存活動に取り組む仕組みづくりを検討していくという願いを込めた。趣旨は、確かにそのとおりだと思うので、もう少しその部分が全面に出るように文言の方は工夫させていただきたい。それから、地域計画をこれから策定することについて、古いというご意見があった。確かにそのとおりだが、現状、各自治体でこの計画を策定したのは、岩手県では花巻と宮古と釜石だけ、宮城も名取と涌谷だけというような状況であり、今検討することが必ずしも遅いとは考えていない。今回、こういった形で位置付けし、ご意見をいただいたのを機に確実に進めていければと考えているので、ご理解の方よろしくお願ひしたい。

委員 10年先を見据えるとなると、検討するという言葉が最後に頻出してよろしくないとは個人的に思っている。検討して、例えば、どういうふうに見直しをしていく、どこをゴールにするというような、その辺りがこの下にぶら下がるのかなと思う。5年ごとの計画とか、そういうところにぜひ反映してもらいたい必要があると思う。

委員 この文化財保護に関係する我々とか、行政だけで文化財を守ったり、心配するということだけではなく、そのほかに、文化財を守ったり、保護することができないかを見出すことも、1つの手法ではないかと思う。1つ例を申し上げると、東山町の田河津で、平安末期の歴史の跡地、史跡に標柱を建てようとした時、その標柱を建てるのに約250万円から300万円かかると言われた。その集落は50～60戸しかない集落だったが、それでも建てようという時にどうするか考えた。そこで1つ思いつきの考えは、国が交付する地域づくりに使っている交付金が、この農村地域にはある。その1つが、中山間地域等直接支払制度交付金という制度がある。もう1つは多面的機能支払交付金と2つある。そこで、その中山間と多面的の交付金をその集落の跡地に石で標柱を立てるのに使っているか支所の担当職員を通じて国に確認したところ、使えるとなった。そのため、150万円ほど中山間の交付金を活用してこの文化財関係の史跡の標柱、曾我寺跡に立てることが明日ほぼ決定する。今日の会議で申し上げたいのは、

文化財の予算で教育委員会の方々が苦勞しているが、それだけの予算でやりたいことを進めると言っても、それこそ10年どころか、それ以上かかってしまう。何かその文化財保護に他の部分から支援できるものがないかを見いだすのも、我々委員としても、そういうことも頭に置いていいのではないかと考える。もう1つ、私が餅のことをいろいろやりたいと思っていたところ、一関商工会議所からもらえる補助金があった。これで餅の本を作ったり、講演会を開いたりするのに充てられるかと聞いたら大丈夫となった。そこで調査事業を行い、冊子も作った。農業の交付金だけではなく、商業など何かが見いだされないうかと思う。

委員 事前の意見提出で申し上げた点だが、3ページの「本市の文化財の状況」という中で、もっと地域の歴史的な位置というものを、どういう歴史を踏まえて今に至っているか具体的に申し上げますと、分かりやすいのは、江戸時代の城下町、明治以降の岩手県南の中核都市としてずっと来たという歴史的な位置を文化財もいろいろあるが、ここでは大槻三賢人、そのほかいわゆる偉人、そういうものが突出しているが、ここはもちろんそれでいいが、その前提として今申し上げたような、今に至る市の地域の歴史的な位置が一体どのようなものかというの、捉えなければいけないのではないか。いわゆる偉人やその文化財がぽろっと出てきているが、今に至るまでどのような歴史を辿ってきたのかこれだけではなかなかはっきりしない。そういうところを前提として取り入れてはどうか。

事務局 委員からそうしたご意見もあったし、俯瞰した内容で、というような意見もあった。そうした中で、確かに今お話を伺って、地域の歴史をもう少し掘り下げたものにした方がよいという点についてはそのとおりだと考えた。田村藩の部分もあるし、伊達藩の部分もあるかと思うが、江戸時代の城下町の話になると、どうしても田村藩の話になってしまうのかなと思ったので、その部分については、入れない形にさせていただいた。ただ、地域の歴史という点をもう少し概観した形で入れるべきだということについては、そのとおりと考えるので、その点については、今後調整させていただきたい。

委員 事前に意見として出していた資料3-3の9番だが、平成24年度と平成25年度に文化財の整理事業というのをやっている。その際、マイクロソフトのエクセルではあるが、その時に確認した資料を全て写真とサイズ、名前、どのように見つかったものかデータベース化されている。だから、先ほどお話しされていたようなアーカイブは、おそらく少し手を入れれば、すぐできると思う。確

かに、職員の皆さんの仕事量の部分が一番大きいと思うが、できなくはないと思うので、そこは努力義務というか頑張っていて進めていただくのが一番と思う。それから、専門人材の確保育成というところで、一関の文化財課、それから博物館の学芸員の方々を見てみると、古文書、歴史資料を扱う方がほとんどである。あと、美術工芸の方もいらっしゃると思うが、やはり考古とか民俗の専門の正職員の学芸員の採用は急務と考えていた。それも意見として出させていたが、そちらの方も今後5年とか10年というスパンで定年退職される学芸員さんなどを入れ替えるタイミングで考古や民俗の学芸員の採用は急務かと思う。それから、市内の既存の博物館の資料館のみならず、図書館、市民センター、文化センター、ホールとか難しい専門用語で言うと文化的コモンズという考え方がある。そういった多様な生涯学習や社会教育の施設と多様な主体と協働で作る共有の場ということで、文化的コモンズという言葉があるのだが、そういったものを市の方で目指すのが将来的に今後5年、10年で取り組まない間に合わないという点は市の方で十分ご検討いただきたい。

事務局 アーカイブについては、先ほどの繰り返しになるが、今回は基本計画ということになるので、このような記載をさせていただきたい。また、実施計画の方では、文化財情報の提供のところ、例えば4-6などで、あと博物館ホームページでも提供されているが、アーカイブについては、実施計画の中で進めていければと考えている。専門人材の確保については、委員のお話のとおり考古の正職員の雇用というのは、本当に喫緊の課題だと捉えている。ただ、こればかりは、職員採用の話になるので、私どもの一存では決められないところなので、このような表現になっているのはご理解いただきたい。私どもも、その辺については強く課題と捉えていて、内部でいろいろ協議を進めているところではある。文化的コモンズの件については、実施計画の3-3でそういったものを意識して位置づけした。このような視点が大切だと考えているので、引き続き強化していきたいと考えている。

委員 文化財保護法の改正内容をより強く、意識反映させた文言、それから取組に対しての姿勢を分かるように、全体を通してもう少し強くアピールしていただきたいというのは、もうすでに申し上げたとおりだが、今委員が話したことにさらに少し付け加えるが、デジタルアーカイブは、いざ作ろうとすると、みんな身構えて半歩も進まない。そうではなくて、すでにあるリソースがどれだけ今あるのか、その中で、アーカイブに使えるものがあるかどうかということをもまず精査することで、デジタルアーカイブの取っかかりは十分できるので、ぜ

ひそういう方向で動いてもらおうとよろしいかと思う。そういうことを意識した文言も入れていただくとよいと思う。もう1つ、一関市の指定文化財の一覧表を見ると、他の自治体に比べて多い。文化財の取組が大変熱心だということが1つあると思うし、あとは合併という問題もあると思う。なので、他に比べると、ずいぶん多いなという印象を非常に強く受けるが、この中で皆さん見たことがあるものはどれくらいあるか。文化財の担当、あるいは各地区の担当の方、例えば、指定してか指定しっぱなしのようなものがないかということも気になる場所である。デジタルアーカイブをにらんでの提案で提言したもののここに反映されていないのだが、既存の指定文化財の現時点でのカルテを作るというのはとても有効だと思っている。人間で言うと、病院のカルテである。それは活用に軸足を置いている改正文化財保護法だからこそ、そういうベースになるものが必要になってくると思う。そこのカルテに入れ込まれる、例えば、画像データがデジタルアーカイブに使えるのではないかなど、調査研究は今まで漠然とした位置付けであると思うので、もう少しその具体的な成果で他の事業につながっていくような、有機的なつながりを考えてもらおうと、カルテを作るのは、案外馬鹿にならない。そういう地道な作業をやっていると、得られる果実がすごく多いのが、私の実体験としてあるので、ぜひ検討いただければよろしいかと思う。

事務局 検討させていただく。

委員 6ページの最初の(1)の「文化財の保存、文化の伝承」のところで、赤字でこういうふうに入れていただいたのは大変よかったと思う。市民が主体となった活動や、先ほど私が申し上げた価値の共有化などである。あとは地域文化継承の担い手確保、いわゆる市民との間の協働の部分である。私がなぜこのようなことを申し上げたかという、今までこういうことを市民の中で担ってきたのは、史談会とか、史学会とか、あるいは文化会議所とか、佐藤育郎さんみたいな個人の方々が担ってきたところである。ところが、ご承知の通りもう平均年齢が高く、将来活動不全になるのは目に見えている。私どもの会などでも、年間で亡くなる方が新しく入ってくる方より圧倒的に多い。ということは、文化財保護行政自体も困ると思う。これまで一部の団体や個人の方々が支えてきた面が非常に多い。今後の文化財行政、あるいは博物館、資料館の活動が完全に困ってしまう状態になると思う。ここで、市民の中でこういう役割を主体的に担う方々を本気で育成していかないと、いろいろな計画を立てても実行不可能になってしまう。こういう危機感を抱いているので、そこに触れていただい

たのは本当に助かる。ただ、実態としては今申し上げたとおりなので、ぜひこれは形になるように取り進めていただきたい。

教育長 この計画そのものが、教育振興基本計画や市の総合計画を反映しているものなので、今のような話は全ての計画に共通しているところ。一関市の最大の課題というのは、人口減少なので、そこを持続的にどのようにしていくかということは、すごく大きいところである。今、文化財でもほぼ同様の話になっているわけであるが、これは学校でも生涯学習でも同じような状況なので、市民が主体となった維持、伝承活動等を支援し、後継者や担い手の育成というのは、全てにわたって必要になっている。今の話をもとにしながらだが、その実施主体が教育委員会としては、こういう状況の課題があるということを学校、あるいは文化財担当、地域の方に共有して一緒に考えていただくような機運を作っていくということが大切と思っている。教育委員会の役割は、その部分をどこに発信していけばいいのか、というところが重要になってくると思っている。大きい視点で言えば、人口減少の中で持続させるためにどのように働きかけていくのか、それは、この今の議論の計画だけではなく、教育全般、あるいは市の全体の話になっているので、そのような共通確認で進めてまいりたい。

委員 文化財の関係で、いろいろと記されている内容だが、市の現状と課題のところから全体のことだが、ここで示されている内容で市の様々な行政的な負荷のかかりそうな国の指定案件とか、そういうものが一応あるが、全部網羅されていない。どちらかという、最近の話題性のある内容しか出ていない。最初の頃の資料だと、巖美溪や狛鼻溪などが明確に示してあった。やはりそういうことは大変必要ではないかと思う。一関市に、こういう土地にちなんだ明確な属性が指定されているのだということを、ここで示しておく必要があるだろうと思う。全くの初見でこの資料を見たときに、国指定が何件、県指定が何件など、それはそのとおりなのだが、やはり明確に示すのは必要だと思う。それから、文化財のカルテというようなことでお話があった。大変良いことだと思う。実際に一関文化財という、文化財の担当課で出した冊子があった。あれはもともと、一関の文化財、個々のカルテというのを意識した形でスタートしているはずだった。そういうものを思い起こしながら、それを作っていく、整備していくということを考えればいいのかと思う。できれば目玉となるものがいっぱいあると思うので、それらがつかみで分かりやすくある程度表現されればよいと思う。

事務局 様々な考え方があると思う。そうした目玉のものを個別に出ていた方が分か

りやすいだろう、少し俯瞰したほうがいいだろう、地域の歴史的な経緯をもう少し盛り込んだ方がよいなど、さまざまな意見をいただいた。いただいた意見を踏まえて、練り直したいと考えている。カルテと一関の文化財についての話は大変参考になった。実施計画の中で、「一関の文化財」の改定も計画しているので、その中でカルテのようなものも考えていきたい。

委員 7ページの(6)の調査研究について、未指定を含めた文化財の調査を進めていくということで、今まで話がでていたところではあるが、私の意見を出させてもらっている。資料の3-3の20番だが、「未指定の文化財の調査を進め、調査成果に応じた文化財指定等を図る」というところ。近世から近代は戦前のもの等を含めた建造物、それから美術、工芸品、中世の古文書、先ほど、佐野先生や大島先生から話出ていたが、近世の大肝入文書定留などを含めたもの、元禄期、文化期の村絵図、いわゆる安永風土記、和算関係資料、算額を含むもの、天然記念物、植物、樹木の悉皆調査、そういったものをしっかり調査することによってカルテそのものができるので、そこから市指定したいものを吸い上げていく作業というのが、先生が話されたように、最終的に進むべき方向につながっていくような材料になると考えるので、そういった調査というのは、皆さんお話しされているとおり、どんどん進めていくべきではないか。

委員 7ページ(7)の下から2行目の、伝承活動やこれを活用した地域おこし云々と書いているが、これは非常に素晴らしい考え方で、これを大いに活用するのが手っ取り早く、文化財の関係につながると思われる。具体的に言うと、今、一関市で3年間を1つの区切りとして、地域おこし協力隊員というものを活用しているが、その隊員の活動の中に先人や文化財の伝統技術、こういうものを絶やさないように地域おこし協力隊員がいる。このような仕向け方がすごくいいと思う。これが1つ。2つ目は、とにかく文化財や教育というのは専門分野だという議会議員さんがいるが、そういう感覚ではダメだと思う。市長の一般行政と教育、行政の連絡協議と総合支援を大事にしないと文化財が大事だと意識してもらえないので、そうではないというところを我々は強調したいと思う。とりとめのない話だが、1つの思いとして申し上げる。

事務局 ありがとうございます。地域おこし協力隊については、ご存じのとおり、東山和紙の方で活躍されている方や、来年4月からは、本寺でも情報発信の方が着任する予定となっているので紹介する。市長部局との連携については、年に2回市長部局と教育に関して共有する総合教育会議という、教育委員さんと市長とで、教育の課題について話し合う場を設け、適宜検討させてもらって

る。

- (3) 令和8年度文化財保護行政の方針及び事業計画等について
資料に基づき事務局から説明を行った。以下質疑応答等。

委員 骨寺村荘園遺跡の発掘調査についてお聞きする。来年度、今年度や昨年度も含めてだが、駒形根神社の境内地を調査されているが、整地層を何枚か確認されていて、年代など類推して分かっているものもあると思うが、分からないものについては、一部を掘り下げたりして、面的に掘り下げて、その下に中世の遺構があるかないかなど、そういう調査は図面を見る限りは、あまり行われていないという印象を受けるが、その辺はどうなっているのか。あと、その土壇の方の旧表土という部分があると思うが、旧表土の中に遺物が入っていて、年代がわかるようなものがあるのか、旧表土の下は、掘り下げて遺構があるかないかというのを確認しているのかどうか、その点を伺いたい。

事務局 後段の方から申し上げますと、旧表土が出ているのは、資料1の2枚目の調査区全体図のところ、土壇の北西側にある。そこに旧表土が見えて、その隣の部分、土壇の東側、一応そちらには土坑は確認した、ということである。土壇の南西側のトレンチでは、特に遺構は見えなかったという結果になっている。それから、旧表土の下そのものを追いかけているところというのは、確かに、特に境内地の側、そこだけ深く掘るところはあまりなくて、整地層の1bと言っている、大きなあの面的に広げたところの一番左上になるが、その旧表土の隣のところ、白くなっているが、一応そこは深く掘ったということになるが、特に遺構は見えていない。その旧表土の下に白っぽい層が見えて、その色の層というのが一番、調査区全体図でいうと下の方だが、南東側の方にも見えているところがあって、その下の層というのは、もう山の層の下になっていると思うが、そこがつながっていることを確認している。深く掘ったところは確かにあまりないが、一応層はとって、どのようになっているかということを確認しているつもりである。

委員 そうすると、旧表土の特化というか、旧表土をはずせば、もう地山という認識なのか。

事務局 この調査結果からすると、そのように認識される。

委員 もう1つ、土壇のところ、先ほどお話があった旧表土の土坑1、土坑2というのは、どちらが新しいのか。

事務局 私としては、旧表土の方が新しいと見ている。

委員 遺物が出ていないと思うので、何とも言えないと思うが、旧表土を外して地

山の面で、土坑1と土坑2が確認できるということか。

事務局 そうです。

委員長 私から1つだけ、13ページのみちのくGOLD浪漫推進事業、ここが新しい事業として多分書き加えられたのだと思うが、これについて、どういう形での参加になるのか。具体的になにか現場の方で動き出すなど、どのように取組をされているのか。

事務局 みちのくGOLD浪漫については、文化財が入り口だが、観光政策という部分が強い。今回市長部局の強い要望があり、進める形となった。今月から来月に、事務局の涌谷町を通じて、国へ追加加入の申請をする。もしそれが良いとされれば、おそらく7月あたりには加入が決定するのではないかと考える。加入した際には、講演会などを計画している。そのほか、日本遺産用の看板などの設置を義務付けられているようなので、GOLD浪漫をイメージした看板の設置などを考えているところである。

委員 みちのくGOLD浪漫の構成資産について、もし想定されているものがあれば教えてほしい。

事務局 何点か内定はしているところだが、まだ内部協議が続いているところであり、プレスリリースもしていないので、申し訳ないが、話すのは控えさせていただく。

委員 一関市の指定文化財の一覧の中に鳥畑家の邸宅を入れた方がいいのではないかと思う。鳥畑家の邸宅は、鳥畑町長さんも住んでいた家であるが、今そこに標柱が立っている。今は鳥畑の人たちが東京の方に行っていて、鳥畑家の何人かの人たちが家の管理をしている。この鳥畑家住宅というのは、指定に入ってもおかしくはないと思う。考えてみてほしい。

事務局 現時点では未指定なものなので、こちらの方には記載していない。

10 担当課 教育委員会事務局文化財課